

## 経済学史学会終身会員規程

- 1 会則第 5 条 3 の終身会員の資格は、資格開始年度において、本学会在籍年数が通算 20 年を超え、かつ、非定職会員として 5 年以上経過した者とする。なお、終身会員の資格を得た者がその後に定職者となった場合は、すみやかに定職者会員への変更を幹事会に願い出なければならない。
- 2 終身会員となるには、別に定める「終身会員申請書」を幹事会に提出し、幹事会の承認を得なければならない。ただし、申請時にその年度までの年会費の未納がある場合は申請を受けつけない。各年度の申請は年度末（3 月末日）に締め切り、資格審査の上、翌年度最初の幹事会で一括承認するものとする。
- 3 終身会員は選挙権および被選挙権をもたない。
- 4 終身会員は、大会、部会に参加し研究報告等を行うことができる。また会則第 12 条の委員および地方部会の幹事等になることができる。
- 5 終身会員は登録したメールアドレスに配信されるすべての情報を受けることができる。また、学会メーリングリストに参加することができる。
6. 終身会員は『経済学史研究』の配布を受けないものとする。
7. 終身会員規程の改廃は幹事会が行う。

(2021 年 10 月改正・施行)